

## 電子定款の認証嘱託に必要な書類、費用

- 1 発起人Aが電子定款を作成し、同人が定款の認証嘱託をする場合、Aの印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの、以下同じ）と実印（又は自動車運転免許証等）。
- 2 発起人Aが定款を作成し、代理人Bに定款の認証嘱託を委任する場合、  
①AのBに対する定款認証嘱託委任状（Aの実印を捺印）とAの印鑑登録証明書、  
②Bの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。なお、①の代わりに電子委任状が利用できます。
- 3 発起人Aが代理人Cに定款の作成を委任し、Cが定款の認証嘱託を行う場合、  
①AのCに対する定款作成等委任状（Aの実印を捺印。同委任状に定款を添付しAの実印で契印）とAの印鑑登録証明書、  
②Cの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。
- 4 発起人Aが代理人Cに定款の作成を委任し、Cが代理人Dに定款の認証嘱託を委任する場合、  
①AのCに対する定款作成等委任状（Aの実印を捺印。同委任状に定款を添付しAの実印で契印）とAの印鑑登録証明書、  
②CのDに対する定款認証嘱託委任状（Cの実印を捺印）とCの印鑑登録証明書、  
③Dの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。なお、②の代わりに電子委任状が利用できます。
- 5 発起人会社Eが代理人Fに定款の作成を委任し、Fが代理人Gに定款の認証嘱託を委任する場合、  
①EのFに対する定款の作成等委任状（Eの実印を捺印。同委任状に定款を添付しE実印で契印）とEの登記事項証明書（現在事項全部証明書等、発行後3か月以内のもの）と代表者の印鑑証明書、  
②FのGに対する定款の認証嘱託委任状（Fの実印を捺印）とFの印鑑登録証明書、  
③Gの印鑑登録証明書と実印（又は自動車運転免許証等）。なお、②の代わりに電子委任状が利用できます。
- 6 記録媒体（フロッピーディスク、CD-R、CD-RW、DVD-R、USBメモリ）
- 7 定款認証手数料5万円（株式会社・特定目的会社の資本金100万円未満3万円、300万円未満4万円）
- 8 定款の謄本交付手数料2000円程度（用紙1枚につき250円）